

4 法人税

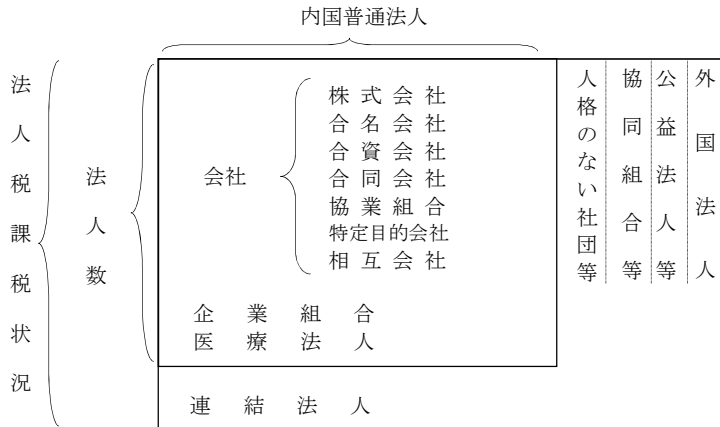
統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了した事業年度分についての法人税課税状況、法人数から成っており、全数調査により調査、集計した。「4-1 課税状況」は、課税対象となる法人について示しており、「4-2 法人数」はその内、内国普通法人（連結法人を除く。）を業種別、資本金階級別等に示したものである。

なお、「4-1 課税状況」で示している税額に関する項目に復興特別法人税は含まず、地方法人税は参考として掲載している。

以上の関係を図示すれば次のとおりである。



2 用語の説明

(1) 法人の種類及び課税の範囲

イ 内国法人……国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。

- 公共法人……………法人税法別表第一に該当する法人＝法人税の納税義務を有しない。
(例 地方公共団体、地方道路公社、日本放送協会)
- 公益法人等……………法人税法別表第二に該当する法人＝収益事業から生じた所得についてのみ課税される。(例 公益財団法人、公益社団法人、非営利型法人に該当する一般財団法人又は一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人、学校法人)
※特定非営利活動法人など、公益法人等とみなす法人を含む。
- 協同組合等……………法人税法別表第三に該当する法人＝課税の範囲について特例はないが、普通法人に比べ適用される税率が低い。(例 農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫、信用金庫、森林組合)
- 人格のない社団等……法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの＝収益事業から生じた所得についてのみ課税される。
- 普通法人……………上記以外の法人＝課税の範囲について特例はない。

ロ 外国法人……内国法人以外の法人＝日本国内に源泉のある所得について課税される。

ハ 連結法人……連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人をいう。

(2) 事業年度……………通常、法人の決算期間のことをいう。

年1回決算（決算期間12か月）の法人、年2回決算（決算期間6か月）の法人などがある。

(3) 資本金の額……………事業年度末の払込済資本金額又は出資金額である。